平成２４年（フ）第１０５６号
堺市南区槇塚台１丁10番12―404号
債務者　小林かつみ（旧姓福﨑）
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０６０号
大阪府富田林市清水町３番４―502号
債務者　林　　有子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１００号
大阪府松原市上田３丁目８番20―401号
債務者　久保　智志
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１７４号
群馬県館林市松沼町14番15号
債務者　中里　邦夫
1　決定年月日時　平成24年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第７８号
新潟県上越市寺町３丁目18番７号　コーポ愛風105号、前住所東京都調布市菊野台３丁目50番地３　コーポハル205
債務者　佐久間裕充
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第８５号
新潟県上越市大字岩木2165番地の28
債務者　横山　大治
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第１８７３号
名古屋市千種区小松町６丁目26番地
債務者　北村めぐみ
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３３４号
愛知県一宮市北園通３丁目17番地
債務者　大久保武志
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２３６号
香川県高松市北浜町10番１―501号　成和ビル
債務者　三本　法海
1　決定年月日時　平成24年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１３４号
香川県善通寺市善通寺町3232番地２
債務者　宮谷　春奈（旧姓井口・梶原）
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第２９０号
長崎県長崎市江平３丁目２番17―101号、旧住所長崎県佐世保市権常寺町1465番地５
債務者　植村　　健
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３９７号
鹿児島県鹿児島市向陽２丁目21番10号
債務者　宮成　桂子
1　決定年月日時　平成24年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１１６号
栃木県佐野市赤坂町973番地１　アネックス赤坂102、前住所栃木県佐野市高萩町1232番地４　グランディールＴＡＮＡＢＥ102
債務者　小林　由実
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第２２５０号
横浜市緑区東本郷４丁目７番８号　みどりハイム307号
債務者　相澤　　愛（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月26日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６５号
栃木県大田原市鹿畑27番地、前住所栃木県大田原市宇田川1787番地91
債務者　矢吹千恵子（旧姓川出）
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月27日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第８６号
石川県小松市二ツ梨町イ138番地１、従前の住所石川県小松市矢田野町50の39番地２
債務者　角浦　祐二
1　決定年月日時　平成24年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第５６３号
岡山市中区藤崎709番地９　ハッピーハイツ操明Ａ―203、旧住所岡山市中区藤崎271番地７
債務者　佐野　光子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部